

利用者 (申請者)	住所	〒			
		電話	FAX	URL	
	ふりがな				
	団体名				
	ふりがな				
連絡先	住所	〒			
		電話	FAX	携帯電話	
		メールアドレス			
	ふりがな				
	氏名				
利用内容					
利用日	利用施設	利用時間		人数	附属設備 / 楽器
		開始	終了		
年 月 日()		:	:		
年 月 日()		:	:		
年 月 日()		:	:		
年 月 日()		:	:		
年 月 日()		:	:		
年 月 日()		:	:		
年 月 日()		:	:		
館内掲示板表示		<input type="checkbox"/> あり 表示名 () <input type="checkbox"/> なし			
備考					

確認事項

施設使用料の納付 いずれかに✓	<input type="checkbox"/> 利用申請日に納付します
	<input type="checkbox"/> 令和 年 月 日までに納付します。 納付前に利用を取り止める場合も全額納付します。
注意事項 ✓を付けてください	<input type="checkbox"/> 現金 <input type="checkbox"/> 振込（振り込み手数料は負担します）
	<input type="checkbox"/> 裏面“申請時の注意事項”を読みました。 署名 _____

職員記入欄

受付日	令和 年 月 日	担当者	申請番号
-----	----------	-----	------

□ **申請の変更について**

- 利用許可を受けた事項に変更がある場合、それに伴い発生する差額をお支払いいただきます。
- 変更に伴う使用料の差額は還付いたしません。
- 「利用施設・利用期間・利用日・利用形態・入場料」の変更を希望する場合、利用開始日の90日前まで（練習室は14日前まで）に必ず申請してください。
- 利用期間・利用日の変更は1回までとさせていただきます。

□ **利用取止め、使用料の還付について**

- 利用申請を取り止める場合、原則として使用料は還付いたしません。
ただし、次に該当する場合は、その使用料の全部又は一部の還付を受けることができます。

還付する場合	還付額
利用者がその責めに帰すことのできない理由によって、ホールなどを利用できなかった場合	使用料全額
コンサートホール・劇場・能楽堂・スタジオ・ギャラリーの利用開始日の 90日前まで に利用の取止めの申し出を行った場合	使用料全額の50%に相当する金額
練習室の利用者が利用開始日の 14日前まで に利用の取止めの申し出を行った場合	使用料全額の50%に相当する金額

□ **利用権の譲渡などの禁止**

- 利用許可を受けた施設を、利用目的以外の目的で使用したり、また第三者にその権利を譲渡・転貸することはできません。

□ **免責事項**

1. 災害等発生時には、通常業務を中断し、新潟市が実施する応急・復旧対応業務を優先する場合があります。その際、利用日時を変更もしくは利用中止させていただく場合があります。なお、利用日時に変更があり、利用できない日・時間が発生し、既に当概期間分の使用料をお納めいただいている場合は、当該使用料は還付いたしません。また、新潟市が実施する応急・復旧業務により当該施設を利用できないことに起因する利用者（公演主催者様）と第三者との間で発生する紛議等は、利用者と第三者との間で解決するものとし、新潟市及び施設指定管理者である（公財）新潟市芸術文化振興財団に対しては、何らの苦情の申立て等を行わないものとします。
2. 施設指定管理者の責めに期さない天変地異・災害・交通機関のストライキ・事故等の不可抗力によって利用を取り止める場合、または利用途中で中断もしくは中止した場合も前項に同じく、新潟市及び施設指定管理者に対しては、何らの苦情の申立て等を行わないものとします。
3. 不測の事態によって観客・出演者・関係者に事故等が発生した場合、施設指定管理者はその責任を負いかねます。

□ **その他**

1. 以下の場合には施設の利用許可はできません。
 - ① 他のものに迷惑を与える恐れがあると認められるとき。
 - ② 物品の販売その他これに類する行為を行う恐れがあると認められるとき。
※ ただし、催し物に関するグッズに限り、物品販売を許可する場合がございます。あらかじめ申請してください。
 - ③ 会館の施設及び設備を損傷する恐れがあると認められるとき。
 - ④ 管理上支障があるとき。
2. 以下の場合には、すでに利用を許可していても許可を取り消し、または利用を停止していただきます。
 - ① 上記1の①～④に規定する事項が発生したとき。
 - ② 偽りその他不正手段により利用許可を受けたとき。
 - ③ 利用許可条件に違反したとき。
 - ④ 会館の条例または条例に基づく規則に違反したとき。
 - ⑤ その他会館の管理上または公益上の理由により特に必要があると認められるとき。
3. その他注意事項
消防法上、入場者の定員は厳守してください。能楽堂は立見禁止です。